

あびこ市民活動ステーション利用規定

第1条（利用目的）

当施設は、市民および市民が構成する団体・グループ等が、市民公益事業或いは市民事業を推進するために利用する。

第2条（利用者区分と条件）

1. 当施設の設置目的に対応して利用者を下記のとおり区分し、利用条件を定める。

【グループ1】

- ①市民公益活動・市民事業をしている市民団体、および当該活動を始めようと考えている市民。
- ②ボランティア活動をしている市民団体、および活動を始めようと考えている市民。
- ③市民が運営している文化・芸術・スポーツの団体で、収益を目的とせず、福祉施設等への慰問やボランティア活動あるいは地域交流等公益活動もしている団体。
- ④上記①②③の3つ以上の市民団体から構成される市民活動団体の連合組織。

【グループ2】

- ①自治会・町内会 ②PTA ③学校OB会 ④趣味・クラブ活動⑤公益活動も行う事業法人・事業者（株式会社、有限会社、個人事業者）等
- ※②③については、我孫子市内にある保育園・幼稚園・学校に限る

2. 第1項の利用者区分に応じた当施設および備品の利用は下記のとおりとする。

利用対象の施設・備品	グループ1	グループ2
オープンスペース	○（無料）	△（無料）印刷関係作業
小会議室（定員12人）	○（無料。3時間迄）	×
大会議室（定員20人）	○（無料。3時間迄）	×
コミュニティオフィス（定員3人）	○（無料。3時間迄）	×
備品ロッカー	○（大2,300円/年）（中1,500円/年）	×
印刷機（白黒、黒赤）	・プリペイドカード 600円/枚 1100円/枚 3100円/枚 ・版代 白黒50円/枚、黒赤100円/枚 ・印刷1円/5枚	・プリペイドカード不可 ・版代 白黒50円/枚、 黒赤100円/枚 ・印刷2円/枚
コピー機	・プリペイドカード 1,130円/枚 ・白黒：5円/枚（プリペイドカード） 10円/枚（現金） ・カラー：B5・B4・A4サイズ40円/枚（プリペイドカード） 50円/枚（現金） A3サイズ 70円/枚（プリペイドカード） 80円/枚（現金）	
大型プリンター （白黒・カラー同一値段）	A2サイズ300円/枚 A1サイズ600円/枚 A0サイズ1,200円/枚 長尺 縦600mm 600円/m 縦900mm 1,000円/m	
ラミネーター	A4：50円/枚 A3：100円/枚	
メールボックス	○（無料）	×
私書箱	○（1,200円/年）	×
パソコン	○	△ 印刷関係
プロジェクター、スクリーン、 テレビ、ブルーレイ	○（無料）	×
市民活動掲示コーナー （10階）	○（無料）	×

3. グループ1で、以下の条件に当てはまる団体は、部会別に登録することができる。
 - ①会員数が50名以上の団体であること。
 - ②部会ごとの活動実績が、会報等の資料で確認できること。
 - ③会議室の利用回数は部会毎ではなく、団体全体として週2回までとする。
 - ④連絡なく会議室をキャンセルした場合も、団体全体の責任としてとして罰則規定が適用される。

第3条（利用手続き）

1. 当施設を利用する者は「あびこ市民活動ステーション登録団体情報シート（第2グループは利用届出書）」（別記様式）に事前もしくは最初の利用時に、利用責任者や連絡先ならびに活動目的等を記入するものとする。
2. 当施設の公平な利用と有効な利用を期すために、備品ロッカー・私書箱に関しては毎年「新規利用・更新利用申込書」（別紙様式）を提出しなければならない。
3. 利用の都度、あびこ市民活動ステーション利用票（別記様式）に所定の事項を記入し、受付に出さなければならない。

第4条（開館時間）

1. 当施設の開館時間は午前9時から午後9時までとする。
2. 午後5時以降に、会議室および印刷機ならびにコピー機の利用予約がない日は午後5時で閉館する。なお、当該予約は2日前までの受付有無による。

第5条（休館日）

1. 毎月の第2月曜日および第4月曜日。ただし祝日は除く。
2. 年末年始休館は12月28日から1月4日まで。

第6条（利用者の遵守事項）

1. 「あびこ市民活動ステーション登録団体情報シートもしくは利用届出書」および「あびこ市民活動ステーション利用票」を提出のこと。
但し、オープンスペースおよびコピー機のみ利用はその限りではない。
2. 施設内では全面禁煙。
3. 他人に迷惑を及ぼすような大声会話や音響機器の使用を避けること。
4. 施設・備品の利用時間は準備・片付けも含めた時間であり、5分前に退去できるようにすること。
5. 施設の利用において指定管理者職員の指示を守らなければならない。あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例第7条により、指定管理者は次のいずれかに該当すると認めるときは、当施設の使用を許可しないことができる。
 - ア. 使用目的が当施設設置の目的から外れるものであるとき。
 - イ. 当施設を利用することにより収益が出る活動を行っているとき。
 - ウ. 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
 - エ. その他管理上支障があるとき。
6. 故意または過失により施設等を損傷し、または滅失した時は、その損害を賠償すること。

第7条（その他）

本規定に記載されていない事項については、指定管理者は我孫子市と協議するものとする。

制定：平成26年4月1日

改定：平成27年4月1日

平成28年3月1日

平成30年1月5日

令和1年7月1日
令和7年10月1日

令和3年5月1日
令和8年4月1日

令和3年12月1日